

県への要望事項（令和5年度 秋季） 一覧

No.	要望事項	県担当部署
1	地方創生移住支援事業の着実な実施に向けた財源の確保について	総合政策部 地域振興課
2	軽油取引の課税免除措置の期間延長について	経営管理部 税務課
3	「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」の拡充について	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
4	生活保護の実施責任について	保健福祉部 保健福祉課
5	重度心身障害者医療費助成制度について	保健福祉部 障害福祉課
6	少子化対策の拡充について	保健福祉部 こども政策課
7	障害児保育事業に関する財政支援について	保健福祉部 こども政策課
8	クビアカツヤカミキリ予防対策事業の実施について	環境森林部 自然環境課
9	森林開発を伴う再生可能エネルギー事業への新たな取り組みについて	環境森林部 気候変動対策課
10	企業誘致に係る行政手続き期間の短縮について	産業労働観光部・県土整備部 産業政策課・都市計画課
11	MICE開催支援制度の新設について	産業労働観光部 観光交流課
12	産地づくりと一体的な荒廃農地対策の創設について	農政部 農政課
13	土砂災害ハザードマップ作成に係るデータ提供等について	県土整備部 砂防水資源課
14	学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る支援について	教育委員会 健康体育課・生涯学習課
15	代替学校職員の円滑な配置について	教育委員会 義務教育課
16	ICT教育に係る費用の助成について	教育委員会 教育政策課

地方創生移住支援事業の着実な実施に向けた 財源の確保について

国におきましては、デジタル田園都市国家構想総合戦略に「東京圏から地方への移住者 年間1万人（2027年度）」の目標を掲げ、東京23区に在住または東京圏から23区に通勤する者が地方へ移住し、起業や就業等を行う場合に支援金を交付する地方創生移住支援事業（以下「移住支援金」という。）を実施しており、その推進に向け、単身世帯60万円、複数人世帯100万円に18歳未満の子1人当たり30万円を加算して交付してきた移住支援金について、令和5年度から子の加算を大幅に拡充し、1人当たり100万円を加算することとしたところであります。

この見直しにより、県内市町におきましては、同事業に対する需要が喚起され、東京圏への一極集中の是正や、U I Jターンによる就業者の創出など、デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる地方の社会課題解決の加速化が図られているところでありますが、一方で、1世帯当たりの交付額が大きく増加し、複数の市町において、令和5年度の交付額が当初の見込みを上回っていることなどにより、同事業を活用できる方が限定され、移住支援金を交付できず、結果として移住検討者の移住機会の逸失や栃木県以外の地域への移住者の流出が懸念されるところであります。

栃木県におきましては、日頃から、各市町の状況や意向の把握に努めていただきながら、同事業の柔軟・機動的な執行に配慮いただいているところでありますが、移住支援金については、子育て世帯等の移住を強力に後押しする実効性の高い事業でありますことから、国において、令和6年度以降も、当該事業を着実に継続していただくとともに、必要となる交付金の総額が確保されますよう、国に働きかけていただくことに加え、栃木県におきましても、各市町の実情を踏まえながら、必要となる財源を確保いただきますよう要望いたします。

軽油取引の課税免除措置の期間延長について

軽油引取税は、平成21年度税制改正において目的税から普通税に移行されたことに伴い、政策的配慮の観点から課税免除することが適当と認められる特定の用途に限っては、課税の免除が認められてきました。

令和3年度税制改正においても、生産コストの負担軽減と経営安定の観点から課税免除の特例措置を令和5年度末まで延長することとされました。

各市においても免税軽油制度は、一部の製造業や農業など地域産業において適用を受けているところであります。

アフターコロナ時代における地方創生のさらなる推進が求められる今、産業・地域経済の活性化や地域資源を生かした取り組みを充実・強化する必要性はますます高まってきており、経営環境の改善や農林業などにおけるコスト軽減に対する措置が必要です。

このようなことから、事業者及び農林業等関連産業の経営安定を図るためにも、軽油引取税の課税免除特例措置について、令和6年度以降も継続するよう、国に対し働きかけをいただきますよう要望します。

「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」 の拡充について

「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業」は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を契機とし、スポーツによる新たな感動を創出することを目的とした事業であり、各市においては同事業の補助金を活用し、地域に根ざしたスポーツを創出するため、スポーツ体験イベントの実施等、各種事業に取り組んでいるところです。

しかし、同補助金の対象となる競技は、国体・障スポの際に各市町内で開催された競技が中心とされており、ボッチャのような障害者と健常者が区別なく、また未経験者が気軽に参加できる競技が補助対象外となってしまう、幅広い事業展開が困難となっている状況です。全国障害者スポーツ大会開催基準要綱には、障害のある選手が「スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする」とあり、ボッチャのような競技は、スポーツを通じた両者の相互理解の促進に寄与するものと考えます。

つきましては、県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現に向け、とちぎ国体・障スポとちぎ大会で開催された競技であれば、その競技を開催した市町に限らず、いずれの市町が開催する場合も補助対象とするよう、対象競技の拡充を要望いたします。

生活保護の実施責任について

生活保護の被保護者が、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入所した場合、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例が設けられております。

その一方で、上記の生活介護を提供しない軽費老人ホーム等は、居住地特例の対象外となるため、施設所在地を所管する自治体が保護の実施責任を負うことになり、このような施設が多い自治体は、所管外からのホーム入居者が増えると、負担が大きくなる状況です。

つきましては、軽費老人ホーム又は有料老人ホームが多い自治体に負担が集中しないよう、居住地特例制度の見直しについて、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

重度心身障害者医療費助成制度について

県におかれましては、重度心身障害者医療費助成制度におきまして、令和4年4月から、従前の対象者に加え、精神障害者保健福祉手帳1級所持者まで対象を拡大するなど制度の充実を図っていただき、感謝申し上げます。

しかしながら、現行制度では、利用者の利便性を向上させるため市町が「現物給付方式」を導入した場合、県からの補助率が2分の1から4分の1に減額され、財政負担が大きくなることから、各市町における導入が進まない状況であります。

一方、関東地方において栃木県以外の都県では、自治体の支払い方式によって補助率に差異を設けていないため、各自治体では原則「現物給付方式」を採用しております。

「償還払い方式」では、当該制度の利用者は、重度の障がいがあるにもかかわらず、手続きのためにその都度窓口に出向かなければならず、利用者からは、「現物給付方式」を要望する声が寄せられているところであります。

このように、利用者の利便性向上を考慮しますと、「現物給付方式」を実施することは大変有意義なことでありますので、県内各市町において「現物給付方式」導入に向けた検討を進めるためにも、「償還払い方式」同様に県補助率の2分の1の維持を要望いたします。

少子化対策の拡充について

本年4月1日にこどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁が発足したことにより、今後の少子化対策については、新たな施策など、国の支援拡充が期待されるではありますが、一方で、地域間競争の高まりも予測され、地方自治体として独自の施策が必要との認識を持っております。

このようなことから、各市においては、各種少子化対策に取り組んでいるところでありますが、市単独での財源をもって施策の拡充を図ることは、財政規模及び財政状況から鑑みても非常に難しい状況です。

本年8月8日に県が発表した「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」には、今後取り組んでいく施策が掲載され、大変期待をしているところでございますが、これに加え、不妊治療費の自己負担額の助成や多子世帯への経済的負担軽減施策、第2子以降保育料等免除の導入など、各市が財政状況に左右されずに少子化対策の充実に取り組めるよう、市への財政支援を要望いたします。

障害児保育事業に関する財政支援について

保育所や認定こども園では、心身に障害を持つ児童や、発達障害を有する児童を対象に障害児保育事業として対象児童を受け入れしており、受入児童数は年々増加傾向にあります。

受け入れを行う保育所等においては、地方交付税の算定基準に準じて、障害児2名に対し保育士1名を配置して対応していますが、児童の障害の程度を問わず、児童が安全に安心して保育を受けられるよう、状況に応じて保育士を追加で配置する必要性が生じることもあり、保育所等からは実情に則した財政支援が求められています。

障害児保育事業については、国から地方交付税措置されておりますが、市町の財政状況は厳しい状況でありますので、障害を持つ児童が安心して保育を受けられるとともに、保育所等が適切に運営することができるよう、障害児保育事業に対し、県による財政支援策を講じられますよう要望いたします。

クビアカツヤカミキリ予防対策事業の実施について

県内におけるクビアカツヤカミキリによる被害は、平成29年に初めて被害が確認されて以降、県南を中心に被害が急速に拡大しており、令和4年度末時点で、被害件数は9市町2,458件に上り、分布が北上している状況です。

県におかれましては、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業として、今年度から市町を通じた民有地の被害木の伐採への補助率を引き上げていただいているところですが、これ以上の被害を防ぐためには、更なる被害拡大防止策が必要であると考えられます。他県では、被害がまだ発生していない地域に侵入防止エリアを設定し、エリア内の樹木に幼虫の駆除に効果のある薬剤の注入をする予防対策事業を実施した実績もあり、被害拡大防止に効果的であると考えられます。

つきましては、県内のクビアカツヤカミキリのこれ以上の被害拡大を防ぐため、侵入防止エリアの設定や、薬剤注入による予防対策事業等、さらなる対策を実施いただきますよう要望いたします。

森林開発を伴う再生可能エネルギー事業への 新たな取り組みについて

温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指し、全国各地で再生可能エネルギーの導入・拡大が進んでいます。特に、森林伐採を伴う大規模太陽光発電施設の設置が拡大しており、森林法に基づく林地開発許可制度に基づく適正整備が指導されてはいるものの、山の保水機能が損なわれ、静岡県熱海市で起きた土石流のような大雨による土砂災害の懸念が指摘されています。

森林法施行令の改正により、太陽光発電設備の設置を目的とする森林開発に対しては、林地開発許可制度の対象となる開発面積が 0.5Ha を超える場合まで拡大されましたが、その一方で、無秩序な施設の整備が行われることも多く、開発区域の土砂が道路や民家に流れ出てしまう被害が発生するなど、トラブルの発生も増えている状況にあります。

こうした課題を解決するためには、森林の有する多面的機能を維持する森林保護を原則としつつ、再エネ事業を実施するための適地を明確にするなど、地域との共生に向けた枠組みを設けることが必要であると考えます。

宮城県においては、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向け、森林を開発する再生可能エネルギー事業者に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を制定し、再エネ事業を平地に誘導する全国初の仕組みを構築いたしました。今後、総務省の同意を得た上で令和6年4月からの導入に向け調整が進められております。

栃木県におきましても、宮城県における先進事例を踏まえた「新税制度」を創設するなど、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立に向けた取り組みを一層加速化いただきますよう要望いたします。

企業誘致に係る行政手続期間の短縮について

栃木県では新とちぎ産業成長戦略において、令和7年までに200haの産業団地を整備する目標を掲げ、新たな産業用地の創出に向けた取組を推進しています。各自治体においても、企業立地を進めておりますが、市街化調整区域内における企業の進出に際しては、その行政手続き等に関する期間の短縮が強く求められております。

今後、自治体間競争に打ち勝ち、本県への企業の進出を促すためには、県と市が協力し、こうした手続き等に柔軟に対応すると共に期間の短縮を図り、経済的な機会を最大化するための環境整備が必要と考えます。

また、本県においては地域未来投資促進法に基づいて重点促進区域の設定による企業立地も推進されておりますので、これらの見直しと改善は、本県の産業発展に大きく寄与するものと考えられます。ついては、行政手続きの柔軟化及び期間短縮を要望いたします。

M I C E 開催支援制度の新設について

国においては、令和5年3月に「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、令和7年までにアジア主要国における最大のM I C E 開催国の地位を奪還することを目標に掲げ、国全体での誘致力強化や開催地としての魅力向上等の取り組みが進められています。

全国の各自治体においても、人口減少下における重点政策の一つとして、海外を含む域外からの集客による地域活性化を目指し、施設の新規整備や拡張、誘致メニューの強化等が進められ、都市間におけるM I C E 誘致競争は年々激化しています。

このような中、栃木県においては、令和3年3月に「新とちぎ観光立県戦略」を策定し、M I C E 招致に向けた関係団体との連携強化を掲げ、交流拠点施設「ライトキューブ宇都宮」の開業に合わせた、M I C E 招致に向けた検討を主な取組として挙げたところであり、令和5年6月には、日光市内において、政府等が開催する国際会議として栃木県で初めて「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催がされたところです。

宇都宮市においては、令和4年度の宇都宮駅東口交流拠点施設の開業等を契機に、学会会議や大会等の会議のほか、企業系会議や展示会・イベントなど、より多くの催事開催が可能となったことから、M I C E 開催支援補助制度を新設する等、M I C E 誘致の強化を着実に進めるとともに、会議等主催者に対する営業活動を推進しています。

M I C E 誘致により、ユニークベニューやテクニカルビジット、アフターコンベンションなどによる県内市町の魅力を国内外に発信するとともに、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるM I C E 開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、県主導による誘致活動の実施や誘致・受入に係る市町との連携・調整、M I C E 誘致に係る補助制度の新設など、実効性のある支援を要望いたします。

産地づくりと一体的な荒廃農地対策の創設について

栃木県は「成長産業として発展する栃木の農業」の実現に向け、「とちぎ農業未来創生プラン」に基づき事業の推進を図っており、令和3年の農業産出額は2,693億円で全国9位となる農業推進県であります。

しかし、販売農家数の減少に加え、荒廃農地の発生が問題となっており、担い手の確保及び農地の有効利用が急務となっています。

特に、荒廃農地に関しては、農地として復元し、収益性の高い作物を普及するなど、産地づくりへ結びつける一体的な取組が重要であると考えます。

県におかれましては、「農地いきいき再生支援事業」により、遊休農地の再生利用に要する刈り払い、抜根、深耕、整地等の経費に対し補助をいただいているところですが、再生にかかる農業者等の費用負担はいまだ大きい現状にあります。

つきましては、荒廃農地を復元する際に、本県推進作物を一定期間生産する農業者を対象とした手厚い支援を行うなど、産地づくりと一体的な耕作放棄地対策を創設いただくよう要望いたします。

土砂災害ハザードマップ作成に係るデータ提供等について

災害の激甚化・頻発化が進む中、住民の生命・財産を守るためには、地域の災害リスクの把握が重要であり、市町が創意工夫を凝らし、ハザードマップを作成しているところです。

県も推奨している地区防災計画の作成支援や、市町が実施する出前講座等においてもハザードマップを活用しており、自助・共助の取り組みを促進する上で、ハザードマップによる災害リスクの周知・啓発は防災の基本事項となっています。

ハザードマップは、国土交通大臣や県知事が指定・公表した洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を住民に広く周知するための印刷物であり、市町が作成する際には、国や県が作成・提供したデータや資料に基づき作業を行う必要があります。

この点について、栃木県では、土砂災害警戒区域はオープンデータとして提供されていますが、特別警戒区域に関する市町単位での公式データを作成していないため、一括したデータが提供されておりません。このため、市町は土砂災害ハザードマップの作成にあたり、特別警戒区域については膨大な県公示図書を確認しながら作業を進める必要があります。最新の公式データの提供が受けられる他県の市町村と比べ業務が非効率であるほか、作成ミスにも繋がりがねない状況です。

また、洪水浸水想定区域は令和7年度までの作成計画が提示されているのに対し、土砂災害警戒区域等の指定や見直しに関する数年先を見据えた計画は示されておらず、砂防事業等の進捗状況により散発的に見直しが行われるため、県から公表される度にハザードマップ更新の必要が生じ、計画的な作成・更新ができない状況となっております。

つきましては、下記事項について要望いたします。

記

- 1 指定・公表した土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一括データを市町単位ごとに整備し、県から市町に直接貸与できるようにすること。また、活用しやすいデータ形式となるよう、市町との連携を図ること。
- 2 土砂災害警戒区域等の指定及び見直しについて、数年先を見据えた計画を作成し、市町と共有すること。また、各市町の事務負担を考慮し、見直

しは管轄土木事務所単位で一括更新とすること。

学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る支援について

学校部活動の地域クラブ活動への移行が全国的に進む中、先進市である佐野市においては、生徒にとって望ましい地域クラブ活動の実現と教員の負担軽減を図るため、令和3年度から段階的に学校教育から切り離し、地域クラブ活動への移行を実施しております。国や県の助言・支援、また、スポーツ庁及び文化庁の実証事業を活用させていただき、少しずつ成果を上げているものの、運営団体や人材の確保、及び財政負担等において課題を残しております。

佐野市では令和8年度までに、市立全中学校・義務教育学校（後期課程）のすべての部活動について、休日の活動の半分を地域クラブ活動に移行していく予定であり、対象となる生徒も増加し、新たな運営団体や指導者の数を増やす必要があります。また、県内各市においても、栃木県が掲げた「令和7年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にする」という目標に向け、各市の実情に応じて取組を進めているところであり、同様のことが懸念されております。

つきましては、引き続き、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないよう、国において、必要な財政措置を講じるとともに、保護者や地域の理解と協力を得るため広報活動をより一層強化するよう、働きかけていただくことを要望いたします。また、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を併せて要望いたします。

代替学校職員の円滑な配置について

ここ数年、傷病休暇や介護休暇など、休暇取得者に対して、代替学校職員の配置が遅れたり、配置されないまま年度末となったりするケースが栃木県内のみならず全国的な問題となっております。計画的に代替学校職員の配置が可能な産前・産後休暇やその後の育児休業であっても、代替学校職員が配置されず欠員状態が続いている学校も散見されます。

さらには、年度初めから学校職員が欠員のまま新しい年度を開始しなければならないケースや、近年、高齢の親を抱えるベテラン職員や、採用後間もない若い職員などの割合が増加しており、同一校で、同時期に、複数名の休暇・休業取得者が生じているケースが増えております。

このような状況でも、学校は、児童生徒に係る業務を止めるわけにはいかず、欠員者の業務は他の学校職員で分担し、対応することになりますが、自身の業務は、児童・生徒下校後に行うことになるため、時間外在校等時間の増加に繋がります。また、中学校では、同じ教科の免許保有者が対応しきれない場合やいない場合には、その教科の履修を年度内に修了できないことが懸念されます。さらに、児童・生徒の見守りや児童・生徒同士のトラブル等の対処について、欠員により、その範囲や機会が増え、児童生徒にとって安心できる教育環境の維持が難しくなっている状況も生じております。

そのため、児童・生徒指導上の諸問題の発生にまで繋がることが多くなり、その対処に追われるという悪循環が生じ、対応する学校職員は、膨大な業務と諸問題への対処で疲弊し、新たな退職者の発生が懸念される状況にまでなった学校がありました。

こうしたことから、学校が適切に教育活動を継続していくためには、休暇・休業取得者に対する代替学校職員が切れ目なく配置されることが必要であり、学校職員の任命権をもつ県におかれましては、休暇・休業取得者に対する代替学校職員の配置を速やかに実施いただきますよう、切に要望いたします。

I C T教育に係る費用の支援について

各市においては、学習指導要領を踏まえた国のI C T整備方針やG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒「1人1台端末」の環境が整備され、積極的な活用が進められているところです。

I C Tは既に学校では欠かせないツールとなっており、その効果的な活用を将来にわたって持続するには、学校におけるI C T環境の維持が必要不可欠です。現在、学校のI C T環境の維持においては、周辺機器の修繕・保守・更新費用や、回線接続料、ネットワークの維持やセキュリティに係る費用、I C T支援業務委託料等の高額な費用が継続的に発生しており、各市の財政に与える影響は、非常に大きなものとなっています。

つきましては、国の方針に従い整備を進めてきた経過等を踏まえ、継続的かつ十分な財政支援をいただくよう、国に対して働きかけていただくとともに、県からの財政支援についても要望いたします。